

令和3年度 Go To Eat キャンペーン 食事券事業約款

第1章 総則

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた国内経済の回復に向けた緊急経済対策として令和2年度 Go To Eat キャンペーンに係る事業のうち食事券発行事業（以下「本事業」という。）を群馬県において行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(発行団体及び事務取扱団体)

第2条 ぐんま Go To Eat キャンペーン食事券（以下「食事券」という。）の発行団体は、株式会社 JTB 群馬支店【ぐんま Go To Eat キャンペーン事務局】（以下「事務局」という。）とし、農林水産省より本事業を委託された事務局が事務の取扱いを行う。

(発行総額及びプレミアム金額、食事券発行冊数)

第3条 食事券の発行額は20億8千万円とし、プレミアム金額はうち4億8千万円とする。

* プレミアム金額のうち4億円は国負担、8千万円は群馬県の負担とする。

2 食事券の発行冊数は19万2,259冊とする。

(実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、令和3年10月15日から令和3年12月15日までとする。

(食事券の販売内容)

第5条 食事券の販売単位は、下記のとおりとする。

(1) コンビニエンスストア発券食事券は、額面1,000円の10枚つづりと500円の5枚つづり、合計12,500円を1冊とする。

(2) 食事券（実券）は、額面500円の26枚つづり、合計13,000円を1冊とする。

2 食事券の販売は、1冊単位とし、販売金額は10,000円とする。

(券面表示事項)

第6条 食事券には次の事項を記載する。

- (1) 発行団体名
- (2) 利用可能な金額、期間
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) 釣銭対応
- (5) 返品、返金等の対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 転売の禁止
- (8) 約款の存在

第2章 食事券の販売

(購入対象者)

第7条 食事券の購入対象者は、居住地や年齢などの制限は定めないこととする。

- 2 食事券の購入は販売窓口に来た対象者本人のみとし、代理人による購入はできないこととする。
- 3 食事券(実券)の購入の際にぐんまワクチン手帳、ワクチン接種済証または陰性証明書の提示をする。

(購入限度冊数)

第8条 食事券の購入限度冊数は、下記のとおりとする。

- (1) コンビニエンスストア発券食事券は、対象者1名につき1回1冊までとする。
 - (2) 食事券(実券)は、対象者1名につき1回2冊までとする。
- 2 食事券は前項の限度冊数を条件に、複数回にわたり購入することを可能とする。

(販売会場)

第9条 食事券の販売会場は、全国のコンビニエンスストア及び県内10か所程度の対面販売箇所とする。

(販売方法)

第10条 食事券の販売方法は、下記の通りとする。

- (1) コンビニエンスストア発券食事券においては現金および各店舗にて対応可能な方法とする。

(2) 食事券(実券)においては前条で定める販売会場にて現金での対面販売とする。

2 食事券(実券)購入に関する領収書は一切発行しないこととする。

(食事券の販売期間及び販売時間)

第11条 食事券の販売期間は、令和3年10月15日から令和3年11月15日までとする。ただし、諸般の事情により販売期間を延長する場合がある。

2 食事券が完売となった場合は、その時点で販売を終了とする。

3 食事券の販売時間は原則下記のとおりとする

(1) コンビニエンスストア発券食事券は24時間もしくは各店舗の営業時間とする。

(2) 食事券(実券)の販売日は各店舗の営業日とし、販売時間は10:00~16:00とする。

(残券の処理)

第12条 前第1項に定める期間を超過した券については、事務局が全て適切に処分しなければならない。

(販売周知)

第13条 事務局は、食事券の販売及び利用に関する情報をホームページ、新聞、広報紙、ポスター等により周知をするものとする。

第3章 食事券の利用

(有効期限)

第14条 食事券の有効期間は、令和3年10月15日から令和3年12月15日までとし、有効期間を経過した食事券は無効とする。ただし、諸般の事情により有効期間を延長する場合がある。

(加盟店)

第15条 食事券が利用できる店舗は、第21条の登録資格を満たし、第22条による登録をした店舗(以下「加盟店」という。)より決定する。

(対象サービス)

第16条 食事券は、加盟店が取扱う食事サービス(テイクアウト及びデリバリーを含む)(以下「食

事サービス」という。)について、利用できるものとする。

2 食事券は、次に掲げる支払いに利用することができない。

- (1) 税（消費税及び地方消費税を除く。）、公共料金又はこれらに類するものに係る支払い
- (2) 金券、プリペイドカード、チケット、回数券などの換金性の高い物品の購入代金の支払い
- (3) 回数券、年間パス等の食事券の利用期間経過後もサービスの享受のため利用できる物品の購入代金支払い
- (4) たばこ購入代金の支払い
- (5) 公序良俗に反するものに係る支払い
- (6) その他、加盟店が指定する商品やサービス
- (7) その他、事務局が指定するもの

3 食事券利用に関する領収書の発行可否については、加盟店ごとに定めることとする。

(釣銭)

第17条 食事券の利用に対する釣銭は、支払わないものとする。

(利用者の責務)

第18条 食事券を利用する者（以下「利用者」という。）は購入した食事券の返品、現金との交換はできないものとする。

2 利用者が食事券で購入した食品及びサービス等については、食事券及び現金による返金はできないものとする。

3 利用者が購入した食事券が盗難、紛失、滅失した場合は利用者の責務とし、食事券の再発行は行わない。

4 利用者が購入した食事券は、転売できないものとする。

5 券面に加盟店名が記載された食事券は利用できないものとする。

(食事券の棄損等)

第19条 食事券が棄損した場合、以下の各号を全て満たすことが確認できる場合に限り、食事券として利用及び換金することができるものとする。

- (1) 食事券表面の通し番号（2箇所）を確認できること
- (2) 全体の三分の二以上が残っていること

第4章 食事券の加盟店

(加盟店の募集)

第20条 加盟店の募集の周知方法は、群馬県商工会議所連合会、群馬県商工会連合会、群馬県商店街振興組合連合会による告知等の協力、及び本事業のホームページ、新聞、広報紙、ポスター等によるものとする。

(加盟店の登録資格)

第21条 加盟店の登録資格は、群馬県内で営業しており、別紙「加盟店登録条件」に定める内容を満たす店舗とする。ただし、反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力を不当に利用していると認められるなど反社会的勢力と密接な関係を有していないこととする。

(加盟店の登録手続き)

第22条 加盟店の登録を希望する店舗は、第23条に定める期間に事務局に食事券加盟店の登録申請をし、事務局の承認を得なければならない。

2 登録申請は原則として本事業ホームページ上の登録サイトおよびFAXにより行うこととする。

3 事務局は、前項に定める申請があった場合は、当該申請者が登録資格を満たすことを確認の上、当該申請者に登録完了メールまたは加盟店決定通知書を発送する。なお、当該申請者が登録資格を満たすことが出来ないことを確認した場合、当該申請者に加盟店登録不可の旨を電話、メール、FAX、郵送のいずれかの手段で通告することとする。

4 前項により加盟店登録不可の通告を受けた当該申請者が、改善等により登録資格を満たすことが出来る状況を確認できた場合、再度加盟店登録申請することを可能とする。

5 事務局は、本事業のホームページ等で、決定した加盟店を明らかにしなければならない。

6 事務局は、加盟店に対し加盟店マニュアル、加盟店ポスター、換金用ツール等加盟店の運営に必要なもの(以下「スターターキット」という。)を発送する。

7 加盟店による食事券取扱いの開始日については、次の各号を全て満たす日とする。

(1) 事務局が発送する『登録完了メール』及び加盟店決定通知書とは別に発送する『スターターキット』の両方が揃った日

(2) 食事券利用開始日以降の日

(加盟店の募集期間)

第23条 加盟店の募集期間は令和2年10月8日から令和3年4月30日までとする。ただし、諸般の事情により募集期間を延長する場合がある。

(換金期間)

第24条 加盟店による使用済食事券の換金期間は、食事券の販売開始日より令和4年1月11日(必着)までとする。ただし、諸般の事情により換金期間を延長する場合がある。

2 換金期間を過ぎた食事券は無効とし、換金できないものとする。

(換金方法)

第25条 加盟店の換金方法については、次のとおりとする。

- (1) 使用済食事券を換金する場合は、事務局が指定する送付先に、換金用伝票と半券を切り取った使用済食事券を郵送にて提出する。加盟店は、あらかじめ指定した預金口座へ、換金額の振り込みを受ける。
- (2) 加盟店に対する換金額の振り込みは、月に1回とし、毎月の回収日までに到着(必着)した食事券額面金額分について振り込みを行う。ただし、換金申請内容に齟齬を確認した場合は、この限りではないものとする。
- (3) 加盟店は振り込まれた換金額を確認し、万が一疑義が生じた場合は、入金後10営業日以内に事務局まで連絡する。
- (4) 加盟店の預金口座へ換金額を振り込む際の振込手数料は、事務局が負担する。

(加盟店の遵守事項)

第26条 加盟店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 加盟店登録条件を順守すること。
- (2) 利用者が利用期間中に食事券を持参した場合は食事券額面分の食事サービスの提供を行うこと。
- (3) 事務局等から配布されたスターターキットのポスター等は、利用者がきちんと認識できるよう適切に掲出すること。
- (4) 利用者から受け取った食事券には、券面に加盟店名を押印又は記載すること。
- (5) 券面に既に加盟店名の記載がある食事券は、受け取らないこと。
- (6) 偽造等の不正使用の疑いがある場合は、受け取りを拒否するとともに速やかに事務局に申し出ること。なお、偽造された食事券については、換金できないことを了承すること。
- (7) 食事券の交換、譲渡、売買、再利用はしないこと。
- (8) 加盟店が自ら購入した食事券を自店名で換金しないこと。また、商品仕入れ等に使用しないこと。
- (9) 換金用伝票の加盟店控え及び提出済の食事券の半券については換金額の振り込みを受けるまで保管すること。
- (10) 本約款に定める各条項及び加盟店マニュアル等を遵守するとともに、事務局からの指示に従うこと。

(加盟店資格の喪失等)

第27条 事務局は、第21条に定める登録資格を満たさないことが判明した場合及び前条の各号に違反する行為が加盟店に認められた場合は、加盟店に対し注意、改善勧告、加盟店登録の取消し等を行うことができる。

(紛失等の責務)

第28条 利用者から受け取った食事券が盗難、紛失、滅失した場合は、加盟店の責務とする。

2 ただし、換金目的の郵送による食事券(換金用半券)の滅失については、換金用伝票の加盟店控えと滅失した食事券の半券(加盟店控え)の提出を行うことができる場合に限り、事務局の責務とし、損害の補填をするものとする。

(届出事項の変更)

第29条 加盟店は、登録事項に変更があった場合は、速やかに事務局に届け出るものとする。

第5章 雑則

(事務局の過失による紛失等の責務)

第30条 事務局の過失による食事券の盗難、紛失、滅失は、事務局の責務とし、損害の補填をするものとする。

(その他)

第31条 この約款に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この約款は、令和3年10月15日から施行する